

令和3年度第2回  
東京都国民健康保険運営協議会  
資料

東京都福祉保健局

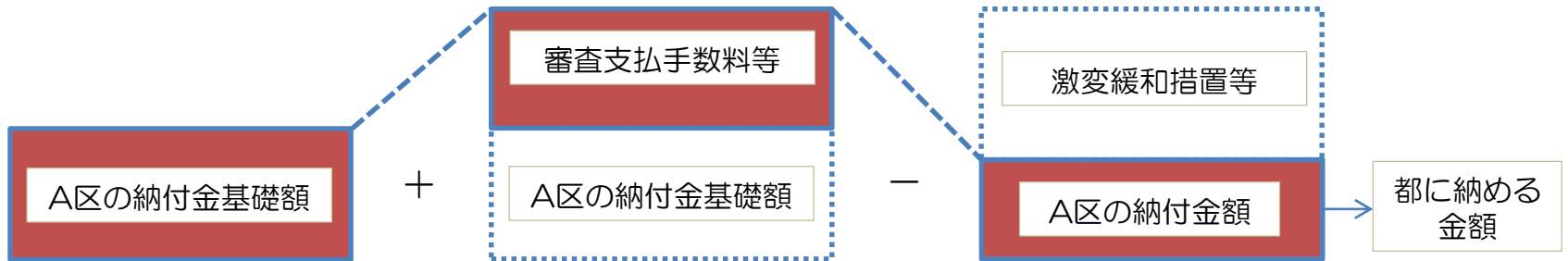
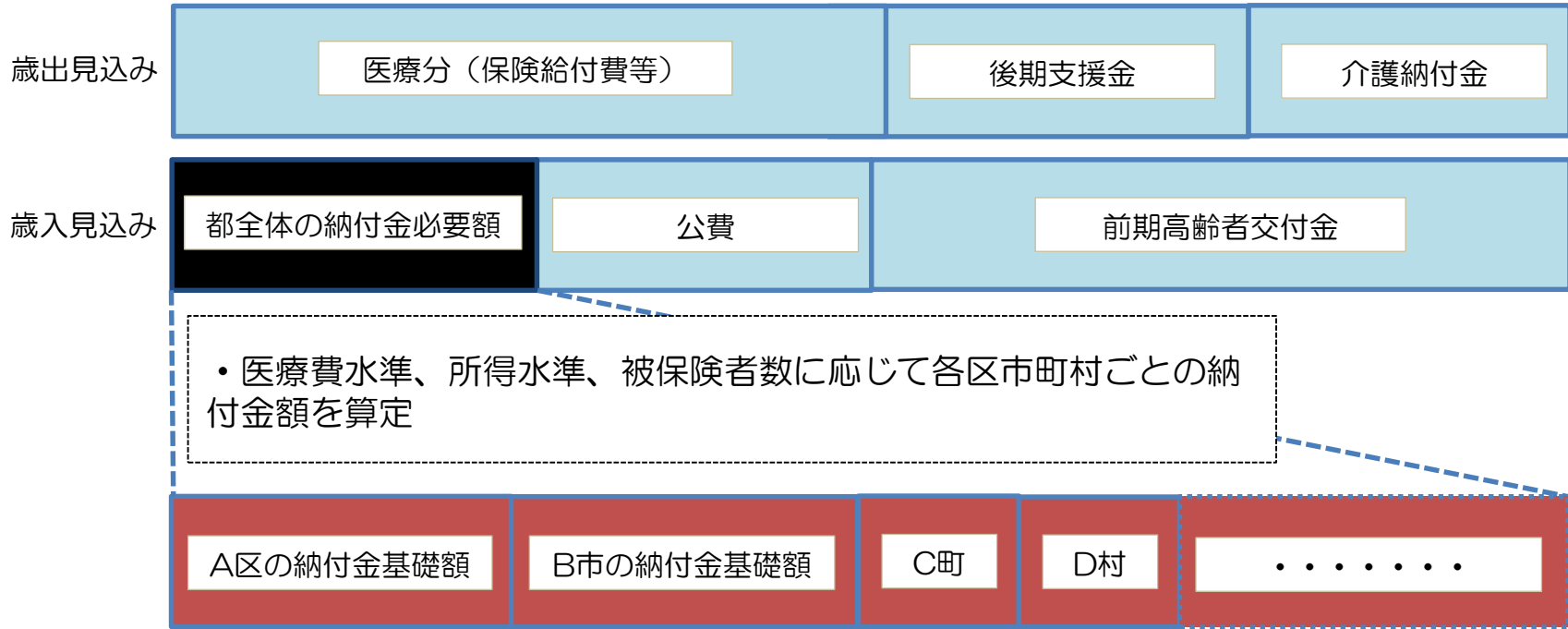
令和4年2月9日

# 目次

- 1 令和4年度確定係数に基づく国保事業費納付金等の算定結果について
- 2 令和2年度東京都国民健康保険事業会計決算について
- 3 未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置について

# 1 令和4年度確定係数に基づく国保 事業費納付金等の算定結果について

# 国保事業費納付金の算定(一般分)



• 激変緩和措置の公費などの個別調整を行う。

# 令和3年度・4年度の国公費について（拡充分の全体像）

平成30年度（2018年度）から、国は現行の定率国庫負担金等に加えて、1,700億円の公費を拡充

## ○財政調整機能の強化 【800億円程度】

<普通調整交付金> 【500億円程度】

<激変緩和の暫定措置（都道府県分）>  
【100億円程度】  
※予算額は徐々に減少させ、普通調整交付金に移行

<特別調整交付金（都道府県分）>  
【100億円程度】  
・子どもの被保険者  
（既存分と合わせ200億円程度）

<特別調整交付金（市町村分）>  
【100億円程度】  
・精神疾患【70億円程度】  
（既存分と合わせ200億円程度）  
・非自発的失業【30億円程度】  
（既存分と合わせ70億円程度）

R3確定係数  
反映額  
（全国）

450億円

R3確定係数  
反映額  
（都）

※1

R4確定係数  
反映額  
（全国）

500億円

R4確定係数  
反映額  
（都）

※1

150億円

16億円

100億円

11億円

100億円

※2

100億円

※2

100億円

※3

100億円

※3

## ○保険者努力支援制度 【800億円程度】

<都道府県分> 【500億円程度】  
・医療費適正化の取組状況（都道府県平均）  
・医療費水準に着目した評価  
・各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況

500億円

38億円

500億円

23億円

<市町村分> 【500億円程度】  
※一部、特別調整交付金より配分

412億円  
+88億円

42億円

412億円  
+88億円

40億円

## ○その他 ※4

特調（既存分）による追加激変緩和措置  
【40億円】

60億円

6億円

40億円

4億円

※1 普通調整交付金の総額は197億円（R3確定係数255億円）と示されたが、公費拡充分は不明 ※2 特別調整交付金（都道府県分／子ども分）の総額は15億円（R3確定係数15億円）と示されたが、公費拡充分は不明

※3 特別調整交付金（市町村分）については、昨年度の実績データをもとに係数が示されたが、公費拡充分は不明

※4 特別高額医療費共同事業の総額への国庫補助を拡充し、60億円を確保

# 納付金の算定方法

## ■各区市町村に納付金を配分する際の基本的な考え方

### ○医療費水準の反映

⇒全て反映

(理由)

- ・医療費水準に見合わない保険料負担とならないよう配慮するため。
- ・医療費水準に応じた保険料水準とすることで、医療費適正化のインセンティブを確保するため。

### ○所得水準の反映

⇒都の所得水準（医療分：1.33 応能分：応益分=57：43（1.33：1））を反映

(理由)

- ・同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため。

$$\begin{array}{l} \text{納} \\ \text{付} \\ \text{金} \\ \text{総} \\ \text{額} \end{array} \left[ \begin{array}{l} 57 \\ \dots \\ 43 \end{array} \right] \left[ \begin{array}{l} \text{応能分} \\ \text{---} \\ \text{応益分} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{都全体に占める所得割合} \\ \text{---} \\ \text{都全体に占める被保険者数割合} \end{array} \right] \times \text{当該区市町村の医療費指数} = \text{当該区市町村の納付金}$$

## ■激変緩和措置

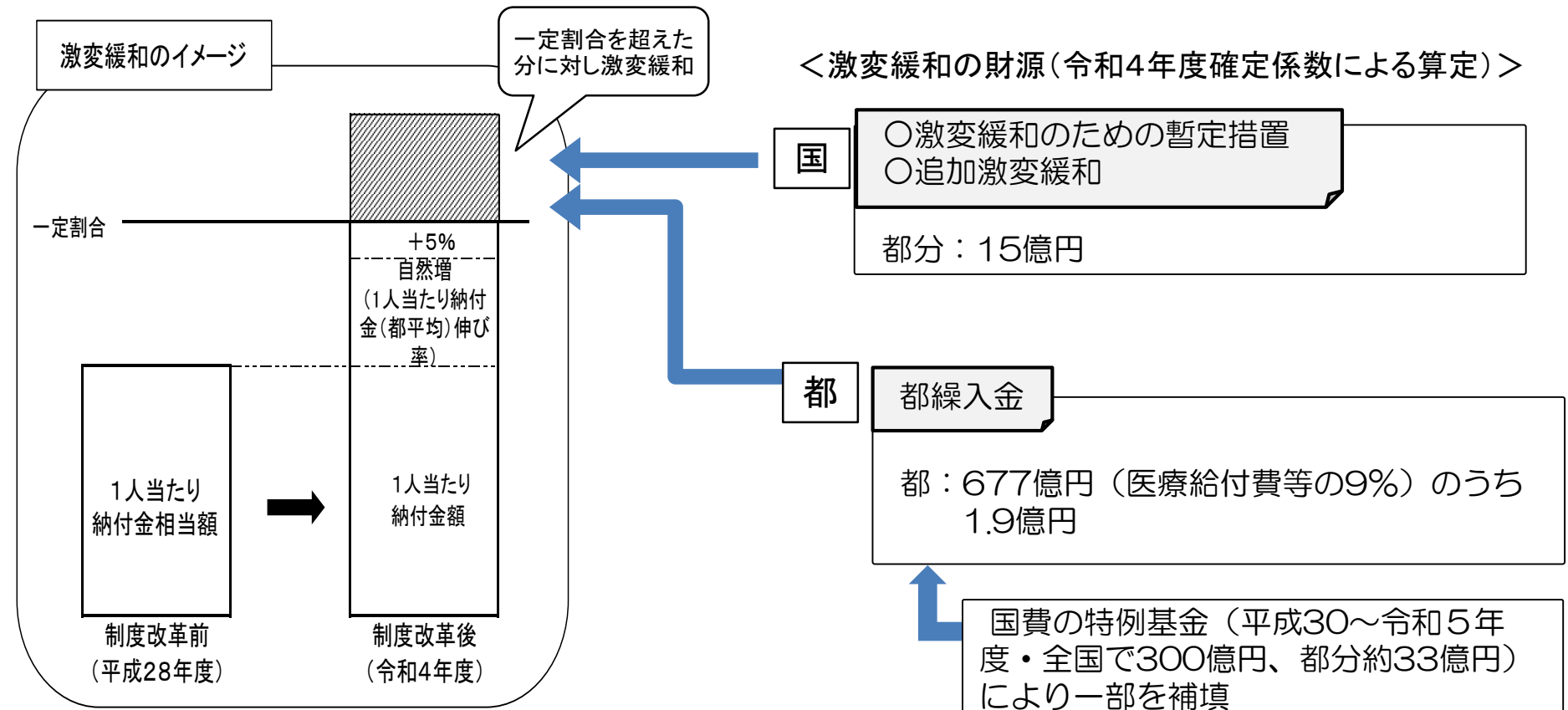
○医療費水準や所得水準が高い区市町村が納付金を多く負担するため、一部の区市町村においては、被保険者の保険料が上昇する可能性がある。

○被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するため、被保険者1人当たりの納付金の伸び率が都平均を一定程度上回る区市町村に対して、激変緩和を行う。

# 激変緩和措置(令和4年度)

○令和4年度の被保険者1人当たり納付金額を平成28年度の被保険者1人当たり納付金相当額と比較し、被保険者1人当たりの納付金伸び率が都平均を一定程度上回る区市町村に対して、激変緩和を行う。

※法定外一般会計繰入分は、法定外一般会計繰入を実施していない区市町村との公平性の観点から激変緩和の対象外

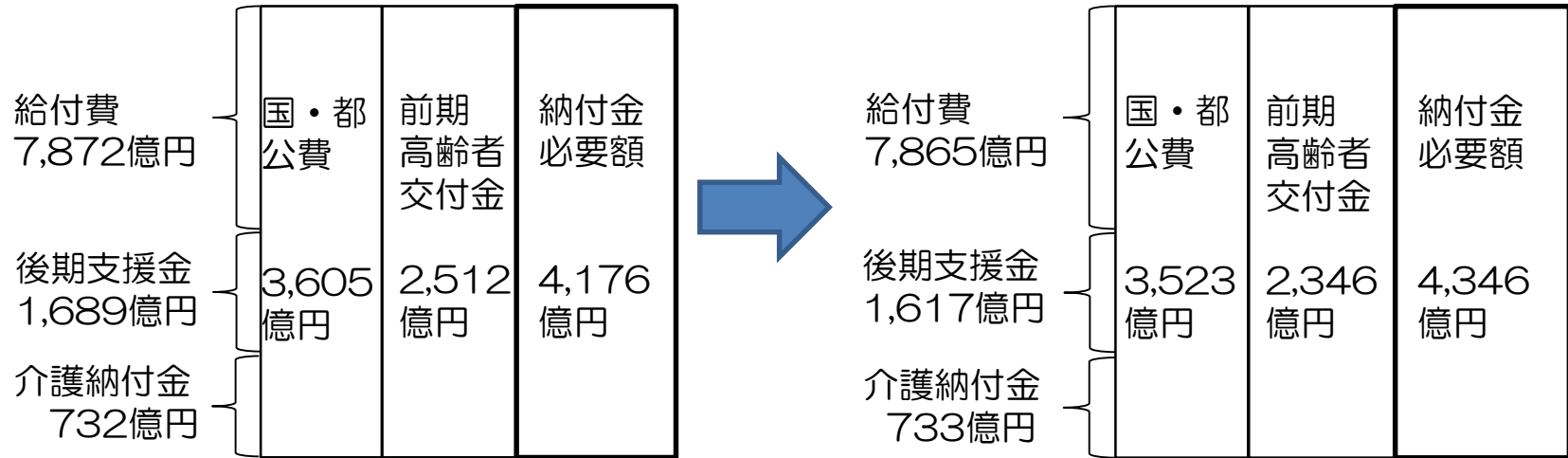


# 令和4年度確定係数に基づく納付金等の算定結果

## ○ 納付金必要額（一般分）

■ 令和3年度確定係数による算定

■ 令和4年度確定係数による算定



事項	R3算定 (確定係数)	R4算定 (確定係数)	差	伸び率
被保険者数（医療・後期）	276万人	267万4千人	▲8万6千人	▲3.1%
給付費総額	7,872億円	7,865億円	▲7億円	▲0.1%
1人当たり給付費	285,250円	294,173円	8,923円	3.1%
納付金総額 ※	4,176億円	4,346億円	170億円	4.1%
1人当たり納付金額 ※	179,710円	189,368円	9,658円	5.4%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額



# 1人当たり保険料の算定結果(激変緩和後)

## ◆ 令和4年度確定係数に基づく保険料算定額と令和3年度確定係数に基づく保険料算定額の比較

令和4年度確定係数に基づく保険料算定額	令和3年度確定係数に基づく保険料算定額	伸び率
167,042円	157,351円	6.2%

※法定外繰入による軽減を行っていないと仮定した保険料額であり、実際の保険料額とは異なる。

# 標準保険料率の算定方法

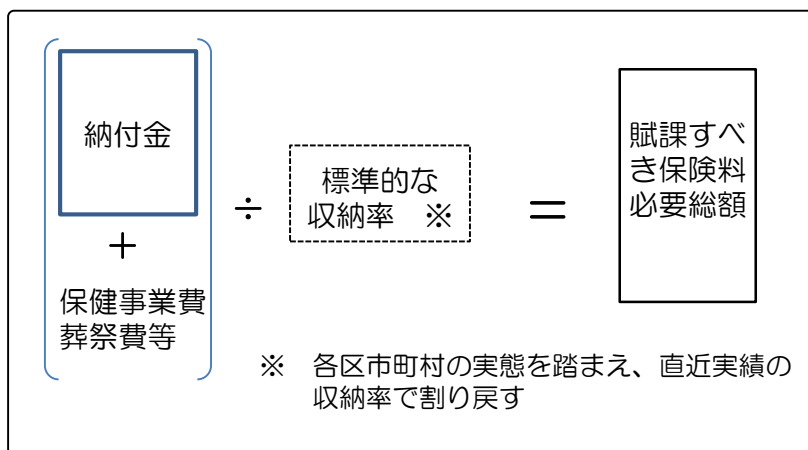
## ○ 標準保険料率の2つの役割

- (1) 各区市町村のあるべき保険料率(標準的な住民負担)の見える化(いわゆる「モノサシ」としての機能)
- (2) 各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値

## ○ 都道府県は、各区市町村に対し、以下の3つの標準保険料率を示す。

①	都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②	区市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す ⇒都においては2方式(所得割及び均等割)
③	区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率	各区市町村の算定基準に基づく保険料率(3方式(所得割・均等割・平等割)等)

## ■②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法



- ②は、区市町村ごとの所得等を反映し、応能分・応益分に分けて算定
- ③は、区市町村ごとの算定方式(2・3・4方式)及び応能・応益分の割合に応じて算定(区市町村の保険料率の算定基準が②と異なることもあるため、参考に提示)

## 2 令和2年度東京都国民健康 保険事業会計決算について

# 令和2年度東京都国民健康保険事業会計決算の概要

## 1 目的

区市町村が負担する保険給付に要する費用等に充てるため、区市町村に対して国民健康保険給付費等交付金の交付等を行う。

## 2 決算額

歳入	1,105,193,949千円
歳出	1,060,970,398千円
差引歳計剰余金	44,223,551千円

(単位:千円)

歳入		歳出	
事項	歳入額	事項	歳出額
分担金及負担金	429,265,968	管理費	133,955
国庫支出金	320,202,059	保険給付費等交付金	807,818,093
療養給付費等交付金	0	後期高齢者支援金	169,399,765
前期高齢者交付金	244,604,969	前期高齢者納付金	304,536
共同事業交付金	1,567,607	介護納付金	67,953,754
繰入金	80,865,007	共同事業拠出金	1,629,669
その他	28,688,339	その他	13,730,626
合計	1,105,193,949	合計	1,060,970,398

### 3 事業概要

#### ■主な歳入事業

- (1) 分担金及負担金(国民健康保険事業費納付金) 429,265,968千円  
都が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる部分を  
除いた額を国民健康保険事業費納付金の額として、区市町村ごとに決定  
(区市町村ごとの年齢調整後の医療費水準、所得水準を反映)
- (2) 国庫支出金 320,202,059千円  
国から療養給付費等負担金等を収入

#### ■主な歳出事業

- (1) 保険給付費等交付金 807,818,093千円  
区市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等  
に要する費用その他の国民健康保険事業に要する経費を支出

### 3 未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置について

# 未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置

## 1. 現状及び見直しの趣旨

- 国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、公営国保において未就学児の均等割保険料を軽減する。

（参考）平成27年国保法改正 参・厚労委附帯決議

「子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論する」

## 2. 軽減措置スキーム

- 対象は、全世帯の未就学児とする。  
※ 対象者数：約6万9千人（令和2年度末現在 速報値）
- 当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。  
※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。
- 都予算額：約2億8千万円（令和4年度）
- 国・地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 施行時期：令和4年4月

※ 厚生労働省説明資料を一部改変

### 【軽減イメージ】

